

IV 施策の実施状況

4 地球環境の保全に積極的に貢献する

地球温暖化の防止

【基本方針】

家庭部門や業務部門からの温室効果ガス排出量の削減のため、省エネルギー型のライフスタイルへの転換と省エネルギー建築物の整備を促進します。

運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、交通ビジョン推進プログラムを推進し、環境への負荷の少ない交通体系の構築を目指します。

また、森林の整備・保全、都市緑化により温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

○ 環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進

(1) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の制定

地球温暖化対策について、より実行性の高い施策を推進するため、平成21年(2009年)3月、事業活動環境配慮制度、自動車環境管理制度、建築物環境配慮制度、緑化推進制度及びエネルギー環境配慮制度の5つの制度を盛り込んだ「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、平成22年(2010年)4月から施行しています。

(2) 市民参加のCO₂排出量取引制度の試行的実施

家庭におけるCO₂排出量の削減取組をこれまで以上に進めることを目的として、家庭での省エネ取組によるCO₂削減に対して、現金やサービス券(HOPE S券)を支給する「市民参加のCO₂排出量取引制度」を平成22年度(2010年度)より試行的に実施しています。

(3) 地球温暖化防止キャンペーンの実施

「CO₂削減・ライトダウンキャンペーン」への協力や、地球温暖化防止啓発パネルの展示等を実施しています。

(4) 広島市地球温暖化対策地域協議会を通じた取組の推進

ひろしま温暖化ドクター事業や、エコ川柳の募集展示、温暖化ストップ!フェア in ひろしまの開催、「環境の日」ひろしま大会など各種イベントへの参加などにより、普及啓発を実施していま

す。

(5) 省エネルギーの推進

市民・事業者による省エネルギー型の生活習慣・事業活動の定着を促進するため、「ノーネクタイ運動(クールビズ)」や消灯運動などを実施しています。

○ 建築物の省エネルギー化の促進

(1) 民間への普及啓発

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年制定)に基づく、建築物の省エネルギー措置の適用を適正に行っています。

(2) 公共施設の整備

建物の熱負荷抑制や自然エネルギーの利用、設備システムの高効率化等を図るため、市有建築物省エネ仕様を定め、環境に配慮した施設整備に努めています。

○ 環境への負荷の少ない交通体系の構築

(1) 公共交通網の機能強化

公共交通網の機能強化を図るため、広域的な鉄軌道系交通の輸送改善や交通系ICカード「PASPY」の整備を推進しており、平成21年度(2009年度)に広電宮島線やアストラムライン、一部のバス路線への導入を支援しました。

(2) 公共交通サービスの向上

平成22年(2010年)9月18日から12月5日の土曜、日曜、祝日に循環バスの社会実験を実施し、分かりやすく使いやすい公共交通サービスについて検討を行いました。

(3) 交通結節点の乗り換え利便性の向上

乗り換え利便性を向上するため、複数の交通機関が結節する交通結節点において、円滑な乗り継ぎができるように、結節機能強化や交通機関相互の連携強化などを進めています。

(4) 交通需要マネジメント施策の推進

マイカー乗るまァデー、パーク&ライドの推進などにより、道路交通混雑の緩和に努めています。

(5) 交通環境の整備

良好な市街地と住区を形成するため、矢賀大州線などの整備に取り組むとともに、都心部を迂回する機能を有する広島高速道路の整備を推進しています。

また、バイパス整備や、関係機関と連携して、交差点の信号等の見直しによる渋滞対策を進めています。

(6) 自動車専用道路ネットワークの形成

山陽自動車道等のインターチェンジや空港、港湾へのアクセス性を向上させる、広島高速道路等の整備を推進しています。

(7) 都心の歩行環境の改善

「ひろしま都心ビジョン」に基づき、地元と連携しながら、都心の歩行環境の改善を推進しています。

(8) 自転車走行空間の整備

安全で快適な歩行者・自転車空間の確保のため、歩道への路面表示やカラー舗装により、歩行者と自転車の通行帯を視覚的に分離する取組を進めています。

○ 新エネルギーの導入促進

太陽熱エネルギーの導入、太陽光発電の利用や水資源再生センターの下水処理過程で発生する消化ガスを利用した発電などを行っています。

○ 温室効果ガスの吸収源対策

森林の育成や民有地、公共建築物の緑化を図っています。(9ページ、16ページ参照)

○ その他温室効果ガス排出抑制対策

ハイドロフルオロカーボン等の適正な回収や排出抑制などを行っています。

オゾン層の保護

【基本方針】

オゾン層の保護のため、フロン回収・破壊を着実に進めます。

○ フロンの回収・破壊の推進

「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)による、製造業者等による回収等の推進や、「使

用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に基づく登録業者の指導等を行っています。

○ フロンモニタリングの実施

市内4箇所で大気中のフロン濃度の調査を行っています。

酸性雨の防止

【基本方針】

酸性雨の防止のため、酸性雨の原因物質である硫酸化物や窒素酸化物の排出抑制のための取組を進めます。

○ 大気汚染防止対策の推進

大気環境(11ページ参照)

○ 酸性雨モニタリングの実施

昭和59年(1984年)から独自に酸性雨の調査を実施しています。

国際協力の推進

【基本方針】

地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決のためには、世界各国・各都市が協力して取り組むことが必要であり、各国の都市との積極的な国際協力の推進に努めます。

○ 環境保全技術の移転・交流

重慶市(中華人民共和国)との環境保全交流や、アジア地域からの研修員の受入れを行っています。

○ 国際機関等を通じた協力・連携

持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI:イクレイ)への加盟などにより、国際的な協力や連携を行っています。

○ 市民・事業者による国際環境協力等の促進

都市環境協定の履行状況などの環境情報の提供や、環境教育等を支援する人材育成など行っています。